

## 認知症疾患医療センター設置方針

道は、本道における高齢化の進展及び認知症患者の増加に鑑み、地域のかかりつけ医や地域包括支援センター等と連携を図りながら、鑑別診断、急性期治療、専門医療相談等の専門医療を提供するとともに、地域の保健医療・介護関係者への研修等を行い、もって、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、次のとおり、認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）を設置するものとする。

### 1 圏域の設定

広域な面積に精神科医療資源が偏在している本道において、認知症患者の方々がどこに住んでいても認知症に係る鑑別診断、急性期治療、専門医療相談等の専門医療の提供を受けられる体制が確保されるよう、センターの適正な配置を図るための基本的な単位として「圏域」を設定する。

センターを設置する圏域は、北海道医療計画において高度で専門的な医療を提供する単位として定める「第三次医療圏域」を基本としつつ、他の圏域と比較して面積が広く、人口が多い「道央」について、行政単位や生活圈等を考慮の上、「札幌・後志」、「空知」及び「胆振・日高」の3圏域に分割し、全道で8圏域とするものとする。

圏 域 名	市 町 村 名
道 南	函館市 北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町
札幌・後志	札幌市 小樽市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二セコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
空知	夕張市 岩見沢市 美瑛市 芦別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町
胆振・日高	室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町 日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町
道 北	旭川市 留萌市 士別市 名寄市 富良野市 稚内市 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比 布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 幌加内町 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町
オホーツク	北見市 網走市 紋別市 美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 大空町
十 勝	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町
釧路・根室	釧路市 根室市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

## 2 認知症疾患医療センターの設置

### (1) 設置の基本的な考え方

センターは、鑑別診断の実施、専門的な医療や相談支援の提供、関係機関との連携等を通じ、地域において、認知症疾患に係る保健医療水準の向上を図る上での拠点となるものである。

このため、センターの整備に当たっては、上記1に掲げる圏域毎に、別に定める設置基準を充足する医療機関（地域型認知症疾患医療センター）を少なくとも1箇所設置するものとする。

### (2) 同一圏域への複数設置

今後、更なる高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれていることを踏まえると、センターは、認知症高齢者や家族等が利用するかかりつけ医、地域包括支援センター、介護サービス事業者等の所在する身近な地域に設置されることが望ましい。

このため、センターの設置基準を充足する医療機関が同一圏域内に2以上ある場合は、当該圏域内に複数のセンターを設置できるものとする。

### (3) 空白圏域の解消

認知症の方々が住み慣れた地域で暮らしていけるようにするためには、関係機関の連携により、保健医療・福祉・介護等のサービスが適切に組み合わせられ、より身近な地域で提供される体制を整備していくことが重要である。

このため、道は、センターの設置が困難な圏域がある場合は、当該圏域内の各医療機関の状況を精査するとともに、センターが担う機能を確保するための方法等について検討するなどし、早期に空白圏域の解消が図られるよう努めるものとする。

### (4) 基幹型センター設置の検討

道は、各圏域における地域型認知症疾患医療センターの設置及び運営の状況等を踏まえ、救急・急性期医療に対応できる機能を有する基幹型認知症疾患医療センターの本道における整備の必要性や機能等について検討するものとする。

## 3 地域における連携体制の構築

### (1) 認知症疾患医療連携協議会の設置

各圏域のセンターは、地域の関係者で組織する認知症疾患医療連携協議会（以下「連携協議会」という。）を圏域毎に設置し、圏域内における連携体制を構築するものとする。

ただし、人の移動や医療資源の状況を考慮し、同一圏域内に複数の連携協議会を設置することによって、より効率的な連携体制の確保が可能な場合は、地域の実情に合わせて当該圏域を分割し、複数の連携協議会を設置することができるものとする。

この場合において、同一市町村又は隣接する市町村など極めて近い地域内に連携協議会を複数設置することは認められない。

#### (2) 連携協議会の構成・役割

連携協議会は、センター、かかりつけ医、サポート医、地域包括支援センター、介護サービス事業者、ケアマネジャー、保健所等地域の保健医療関係者、福祉関係者及び介護関係者等を構成員とする。

連携協議会においては、「物忘れ外来」リストの作成、治療方針の共有、受診調整などによるセンターとかかりつけ医、認知症サポート医間のネットワーク構築や地域包括支援センターと連携した介護サービスの円滑な提供など、地域の実情に応じた連携体制のあり方について協議を行うものとする。

#### (3) 地域のネットワークの構築

センターは、地域包括支援センター等との連携・連絡調整等を行う連携担当者を配置し、地域包括支援センターに対しては、センターとケアマネジャーとの連絡調整や認知症高齢者コーディネーター等の役割を有する認知症地域連携推進員を配置するよう働きかけるとともに、医療機関や介護関係者を対象とした事例検討会や研修会の開催等を通じ、両者が協力して、地域の実情に応じたネットワークづくりを進めるものとする。

#### (4) 研修・サポート医養成を通じた地域連携強化

センターは、かかりつけ医や地域の保健医療関係者、介護サービス事業関係者等を対象として認知症に関する知識の向上を図るための研修を行うとともに、地域住民に対し認知症医療に関する情報発信を行うものとする。

また、地域におけるかかりつけ医研修や認知症サポート医の養成、さらにそれらのフォローアップ研修等の場を活用してセンターから情報提供を行うなど、地域における連携体制の強化を図るものとする。

### 4 設置方針の見直し

道は、北海道医療計画のほか関連する各種計画における認知症疾患に係る施策等のあり方を踏まえ、必要に応じ、設置方針の見直しを行うものとする。

#### 附 則

この方針は、平成24年3月30日から施行する。